

ID: 285

担当部署: 都市建設課

処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等) 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 (1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの (2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日